

令和3年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療  
広域連合議会議案

議案第5号

令和3年2月17日

# 議 案 目 次

議案第5号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域 連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）……………1
-------	--

## 議 案 第 5 号

### 専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和3年2月17日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

### 提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、令和3年2月9日に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

令和3年2月9日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清



埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

